

(報告 1)

法科大学院における医事法教育について

南山大学法科大学院教授、弁護士

加藤 良夫

1. 法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、いかなる法曹を社会に送り出すのかという視点を決して忘れるわけにはいかず、そのためには常に社会から法曹に何が要請されているのかということを的確に把握する必要がある。

2. そこで、法科大学院における医事法教育を検討するにあたって、社会は医事法領域に関して法曹に何を期待しているか、法曹はこれまで医事法関連領域と日々どのようにかかわりを持ってきたか、将来どのような活動の場が生じてくるかを検討しておきたいと思う。

(1) 医療の世界では、医療事故が多く発生しており、その被害にあった人々の被害回復を求める声も報道され、医療の安全についての人々の関心も高まっている。そのため法曹は、医療過誤事件にかかわり、これに取り組まなければならないという場面も増加してきている。医療過誤事件とのかかわりとしては民事事件ということもあれば、刑事事件ということもある。医療側からの依頼に応じてかかわりを持つこともあれば、患者側からの依頼によってかかわりを持つこともある。裁判官あるいは検察官の立場からのかかわりもある。よって医療過誤事件とりわけ数の多い民事医療過誤訴訟についてその要諦を正しく理解し、これと適切に取り組むことができるように力をつけていくことは、医療関係者のみならず、広く社会からの法曹に対する要請のひとつである。

(2) 医師、看護師等の養成課程において「関係法規」や「患者の人権」あるいは「医療事故防止と被害者救済」についても教育することが必要であり、それらの

教育の担い手としても法曹が医療界から期待されている。卒後教育にあっても、インフォームド・コンセント等患者の人権や生命倫理にかかわる諸問題について、これらの領域に造詣の深い法曹が講演等を依頼されることも少なくない。

(3) 病院や学会内の「倫理委員会」や「治験審査委員会」あるいは「事故調査委員会」等の外部委員として、法曹が参画することが医療界からも求められている。

(4) 各種の行政機関にかかわる委員会（例えば地域医療に関する委員会等）の委員として学識経験者の一人として法曹が参加している例も増えている。

(5) さらに、国及び地方レベルの議会への法曹のかかわりも増えていくことが考えられ、医事法の素養を持ち医療政策へのかかわりを期待される場面も生じてくると考えられよう。

(6) これらの基本にあるのは、必ずしも正解がひとつに限定されるものではない様々なテーマについて、いくつかの医事法学的な視点と幅広い問題意識を踏まえ、価値観の多様化する現代社会の中でいかにして人権とりわけ患者の人権を擁護していくことができるのかということであり、そのことを考えていくための力をつけていくことが求められているといえよう。

3. 次に、ひとくちに医事法といっても、その範囲は相当に広いので、法科大学院における医事法教育の目的と範囲について考えておかなければならない。法科大学院において、医事法を担当する教員は、それぞれの多様な経験の中から法科大学院で限られた単位数の下、何のために何を教えるべきかを考えることができるので、法曹に必要と考えられる医事法の視点を踏まえ、医事法関連の項目・内容を検討し、授業を展開することになる。しかし、各法科大学院で医事法を学んだということならば、どの法科大学院でも確実に学ぶべき一定レベルの知識や問題意識のスタンダードがあつてしかるべきと考えられる。

我国における法科大学院教育の歴史は浅く、法科大学院における医事法教育の具体的内容もまた成長過程にあると言わざるをえない。したがって、各法科大学院における医事法教育の現状を把握する中からスタンダードを定めていく方法にも合理

性があるといえよう。

4. 日本医事法学会では、2004年に開催された第34回研究大会において、「医療にかかわる諸問題については人々の関心が高く、医事法領域において検討されるべきテーマも急速に拡大している。このような時代背景の下、医療界はもとより社会は医事法分野に造詣の深い法曹を求めている。したがって日本医事法学会としても、法曹養成の役割を担う法科大学院において、現にどのような医事法教育がなされているのか、またどのような内容の教育をすべきか等について関心を向け、十分に検討をしておく必要がある」として、ミニシンポジウム「法科大学院における医事法教育」を開催した。

そして、日本医事法学会ではミニシンポジウムの準備の一環として、我国の法科大学院における医事法教育の実情の一端を把握するため、2004年6月に全法科大学院(当時68校)宛にアンケートを実施した。

アンケートでは、① 医事法関連の科目(医療過誤、インフォームド・コンセントを中心とした患者の人権、医師法、医療法等の医事関連法規、脳死や体外受精等の生命倫理、医療政策等について教授する科目があればその科目)が設けられているかどうか、② 当該科目の名称、③ 単位数、④ 担当者、を尋ねるとともに、あわせてシラバスの写しの送付を依頼した。

幸いほとんどの大学院より回答が届いた。(回答のなかったところについては担当者が個別に依頼をした。)

アンケートの結果から次のようなことが明らかとなった。

(1) 「医事法関連科目」を設けている法科大学院は、68校中43校(他に2校は法医学のみ)にも及んでいる。

(2) その科目の名称としては「医療と法」「医事法」が多いが、「医療と人権」「医療と倫理と法」「医療過誤法」等多様であり、「特殊不法行為」「現代法の根本問題」「民事法総合研究」等、科目の名称を見ただけではそれが医事法関連科目であるとは判別がつかないものもある(シラバスの内容も合わせてみるとその科目が医療過誤訴訟を中心に扱っているものと分かることもある)。

(3) 多くの法科大学院では医事法関連科目の単位数は2単位であり、2・3年次

に配当された選択科目となっている。しかし、医事法関連科目を複数（4単位以上）設けている法科大学院も15校（大宮、岡山、九州、京都産業、慶応、大東文化、東海、名古屋、南山、新潟、日本、明治、名城、横浜国立、早稲田）ある。この中には医事法関連科目として6乃至8単位設けている大学院も8校ある。

（4）医事法関連科目を担当する者としては、民法（医事法）や刑法、生命倫理の学者以外にも医師（法医、臨床医）や弁護士（19名）等多様である。また、シラバスについては、各シラバスの中で取り上げられているテーマ、項目の中から、多く用いられているキーワード的な項目30個ほどをピックアップし、それらを八つのカテゴリーに分類して表を作成し、法科大学院ごとに、医事法関連科目のシラバスの中で取り上げられているキーワード的項目をできる限り丁寧に拾い、表の該当欄に印をつけ、その数をカウントしたところ、表（後掲）のようになっていた。（なお、各カテゴリーに対応する数字は、これを固定的に見るべきではなく、一応の傾向〔そのテーマの数が多いとそれだけそのテーマを取り上げている大学院も多いという傾向〕を示すものということができよう。）

シラバスを見る限り、少数ながら医療福祉（介護保険）、病院経営と税、医師会、エイズと人権、病の民俗学、DNA鑑定、性同一性障害、医療事故防止等もテーマのひとつとして取り上げている大学院があった。

授業の方法としては、判例、事例を基にして考え討議する等の工夫をしようとしていることがうかがわれた。中には、少数ではあるが、医療現場の訪問や模擬証人尋問を予定しているものもあった。

ミニシンポジウムでは、上記アンケート、シラバスの集計・分析の結果が報告され、限られた短い時間の中ではあったが、医事法教育の担当者2名による体験発表と問題提起を受け、質疑・討論がなされた。（このミニシンポジウムの詳細については、日本医事法学会編『年報医事法学20巻』〔日本評論社発行〕に掲載されている。）

その結果、今後の課題としては、法科大学院における医事法教育の目的、教育すべき範囲（教育内容、取り上げる項目）、教科書・教材、教育方法、成績評価、担当者の研修等につき、医事法関連科目の担当者を中心として今後一層検討・実践が重ねられる必要があること、また、医事法については、当面、新司法試験の選択科目に含まれなかったが、そのことについてどう評価し、どう対応すべきかについても意見交換が必要であること等が浮かび上がってきた。

(報告1) 法科大学院における医事法教育について

このミニシンポジウムを受けて、その後各法科大学院で医事法関連科目を担当する教員の交流会が重ねられている。

表 シラバスの分析

1. 患者の人権 (インフォームド・コンセント, 自己決定権等)	85
2. 医療契約 (医療水準, 問診義務等)	62
3. 医療過誤 (理論的論点, 実務上の論点)	92
4. 生命倫理 (生殖補助医療, 脳死, 安楽死, 遺伝子等)	149
5. 医事法制 (医療法, 医師法等)	63
6. 医事刑法	17
7. 医療政策	9
8. 法医学, 医学の基礎	13

5. 以上述べてきたとおり、医事法関連領域にかかわりを持つ法曹の過去・現在・未来の具体的な業務の内容をしっかりと踏まえ、かつ、現に法科大学院において教育されている医事法教育の内容も踏まえて教科書を作成することが必要となっていたところ、今年(2005年)9月に日本で初めて、各法科大学院で医事法教育を担当する教員によって、法科大学院における医事法関連科目の教育で使用される教科書(加藤良夫編著『実務医事法講義』民事法研究会2005.9刊)が執筆・発行された。

その教科書では、第1にインフォームド・コンセントを中心とした患者の人権の歴史的背景を踏まえ、その基本的事項について、第2に、実際の診療は医師・医療機関と患者との医療契約として展開されていることから、医師の診療上の義務に関する判例を踏まえ、医療契約の基本的内容について、第3に、医事法領域における法曹実務上最大のテーマが医療過誤訴訟であるから、その理論的論点と実務上の論点について、第4に、医科学の発展に伴い、新しい医療技術が可能となり、医療の現場でも様々な場面で生命倫理の視点から検討すべき問題に直面することが増大してきているので、その中の代表的なテーマについて、第5に、我国の医療を形作っている医療法や医師法、薬事法等の医事法制について、第6に、医事刑法の視点から重要項目について、第7に我国の医療制度や医療政策の特色と問題点等について、それぞれ解説されている。

今後各法科大学院における医事法教育の実践の積み重ね、社会の動き等を踏ま

[資料] 第3回 南山大学法学部・法科大学院—韓南大学校法科大学 学術交流会

え，医事法担当教員の相互研鑽とともに，必要に応じてこの本の改訂もなされていくことになろう。